# 千代田区子育て・教育応援給付金

子育て世帯の生活を支援するために給付金を支給します。

※令和4年12月31日時点で千代田区に住民登録があった方が対象です。

### 給付額

# 対象児童1人につき5万円

※平成16年4月2日から令和4年12月31日生まれの児童が対象です。 ※児童が婚姻している場合は対象外

# 申請不要な方



- ●千代田区から令和5年1月 分の児童手当・特例給付、次 世代育成手当を受給している 方等
- ※右記にもあてはまる場合は該 当児童分については申請が必要 です。

#### 支給時期

令和5年2月末

### 支給方法

児童手当等の口座に振込み

▼詳細は区HPをご確認ください



# 申請が必要な方-



- 配偶者の方が他の自治体等から 令和5年1月分の児童手当・特 例給付を受給している方
- ●公務員 (※一部を除く)
- ●令和5年1月1日から令和5年 2月28日までの間で、離婚等に より児童手当・特例給付、次世代 育成手当の受給資格が発生する方

#### 支給時期

概ね申請書受領の翌月下旬

#### 支給方法

申請した口座に振込み

申請期限(必着)

令和5年2月28日(火)

※区から何も案内が届かない場合はお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください!

### 原則「プッシュ型」での支給です。2月末から順次支給を開始し ます。

- ①給付金のご案内を送付します。
- ②希望しない場合等のみ、届出 書を郵送してください。
- ③児童手当等の登録銀行口座へ振り込みます。

申請が **不要な方** 「プッシュ型」

支給

#### 千代田区

- ①給付金の申請案内を送付します。
- ②申請書を郵送してください。
- ※児童と同居していない場合、案内が届かないことがあります。申請が必要ですので、申請書を提出してください。申請書は区のHPからダウンロードできます。
- ※対象児童の住民票が区外にある場合 は児童の属する世帯の世帯全員の住民 票、令和5年1月分児童手当・特例給 付を受給していることがわかる書類等 添付書類が必要な場合があります。 詳細はHPをご確認ください。
- ③申請書に記入した口座へ振り 込みます。

申請が 必要な方

申請期限 令和5年 2月28日 (火)必着

#### DV被害により避難している方へ

令和5年1月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合は 児童手当の申請の手続きを2月28日(火)までにしていただく必要がありま す。詳しくはお問い合わせください。

#### 問い合わせ

千代田区役所 子育て推進課 手当・医療係

給付金専用ダイヤル:03-5211-4360

電話:03-5211-4230

受付時間:平日 9時から17時(年末年始、土日祝日を除く)

### 区の職員を装った給付金詐欺電話にご注意ください

職員がお電話で銀行口座を尋ねたり、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることはありません。不審な電話があった場合には、相手の質問に答えることなく、すぐに警察にご連絡ください。